

「震源を特定せず策定する地震動」の導入に係る
「設計及び工事の計画の認可」等の後段規制への経過措置について

2023 年 11 月 2 日

日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構が所有する施設であって、かつ、「震源を特定せず策定する地震動」への対応のための「設計及び工事の計画の認可」等の後段規制に係る経過措置期間を必要とする対象施設は、大洗研究所にある HTTR(高温工学試験研究炉) (以下、「HTTR」という。)のみである。

HTTR においては、令和 3 年 11 月 15 日に「震源を特定せず策定する地震動」への対応として設置変更許可申請を行い、令和 4 年 5 月 13 日及び令和 4 年 8 月 26 日の審査会合にて内容を審査頂き、主な審査を終えたことから設置変更許可申請の補正を令和 5 年 7 月 11 日に実施した。基準地震動は申請時よりもやや大きくなったが、結果として設備側の補強工事は不要であると判断している。また、後段規制である設工認については、工事設計が不要であるため、変更許可取得後に速やかに申請できるように準備を進めている。

設工認等の後段規制への経過措置期間について、HTTR においては工事不要であるため必要な対応期間が比較的短くなるが、他事業者における状況(補強工事の有無や補強工事の程度による必要な対応期間)を考慮して一律に設定されると認識している。

なお、HTTR において必要な期間は、許可取得から設工認の申請までに数か月程度、設工認の申請から認可までに必要な期間は審査状況によるが 1 年程度、その後、使用前事業者検査及び使用前確認の終了までには数か月程度必要と考える。

HTTR においては、安全性向上の観点から後段規制に係る経過措置期間の設定内容に拘らず、引き続き、迅速に対応を進めたいと考えている。

以上